

関係県警察(千葉・長崎・三重)における対応(時系列)

月	日	曜日	時刻	内 容
10	29	(土)	9:40頃	乙さんが西海警察署の駐在所に「甲が暴行を受けている。」等と相談。相談内容は習志野警察署に引継ぎ。
			14:00頃	乙さんから習志野警察署に「今度甲宅を見に行く。」等と相談。
	30	(日)	12:00頃	乙さんが習志野警察署に「丙等に立ち会ってほしい。」旨を連絡。
			14:30～	甲さんを保護、被害申告の説得を試みるも応じず、長崎帰県。被疑者を追及するも暴行を否認。任同後、被疑者が過去の暴行事実を認め「暴力は振るわない。連絡はとらない。」旨の上申書提出。
11	1	(火)	14:00頃	丙さんが被疑者からの入電、メールの継続事実を申告し、再度の警告を要望。習志野警察署員が被疑者に架電の上、警告実施。
	4	(金)	11:30頃	乙さんが習志野警察署に「マンション修理代や殴られたことで話がこじれるなら、警察に届出する。」旨を相談。
			13:10頃	
	6	(日)	15:00頃	乙さんが習志野警察署に「傷害事件の被害届を出しに行く予定」等の旨を連絡。
	21	(月)	9:00頃	西海警察署員が乙さんに電話した際、乙さんが「被害届を出しに習志野警察署に行く。」、「甲の知人多数に脅迫メールを送っているようだ。」旨を相談。
			12:00頃	習志野警察署員が乙さんに電話した際、乙さんが「脅迫メールや電話をしてきて困っている。」旨を相談。
			12:00過ぎ	乙さんが桑名警察署に「甲の知人100人や丙に脅迫メールを送りつけている。」旨を相談。桑名警察署は、暴行等の告訴も含め習志野警察署へ相談するよう教示し、西海警察署員及び習志野警察署へそれぞれの取扱状況を確認。
12	2	(金)	15:50頃	甲さんが習志野警察署に「来週にでも被害届を出しに行きたい。」旨を連絡。
	6	(火)	12:00前	甲さん、乙さんが習志野警察署に来署し被害申告するも刑事課で対応ができず、習志野警察署では、後刻の架電、日程調整を申し出。
			18:00頃	
	7	(水)	23:00過ぎ	甲さんの上司が千葉西警察署の交番に「被疑者から脅迫メールが送信される。」旨を相談。同女は同女の上司宅へ避難。(12/9習志野警察署に相談内容を参考連絡。)
	9	(金)	1:34	乙さんが習志野警察署に「玄関前に被疑者がいる。」旨を通報。習志野警察署員が臨場、検索するも不審者未発見。被疑者と特定できず。
			14:40頃	乙さんが習志野警察署に「被疑者の両親がマンションに来ている。」旨を連絡。
			15:00頃	習志野警察署員がマンション前で被疑者を発見するも逃走。被疑者の母親を通じて出頭要求し、被疑者が習志野警察署に出頭。被疑者の取調べを実施するも、徘徊理由については「荷物が部屋にある。」等と説明、甲さんに対する暴行についても否認。この時点での傷害事件での逮捕は困難と判断。
			17:00頃	被疑者に対し、口頭警告を実施した上、被疑者を被疑者の両親へ引き渡し。
				習志野警察署では幹部会議で、この日からの事情聴取開始を署長に報告。
	12	(月)	9:30～	習志野警察署刑事課において事情聴取を開始。
				習志野警察署員が甲さんの聴取、実況見分等を実施。
	13	(火)	15:00頃	被疑者の母親が習志野警察署に「被疑者が家を出た。」旨を連絡。

関係県警察(千葉・長崎・三重)における対応(時系列)

月	日	曜日	時刻	内 容
				習志野警察署員が事情聴取中の甲さんに「自宅には帰らないこと。」等と伝え、乙さんには甲さんの聴取後津田沼駅まで送る際に、「被疑者が家を出た。」旨を伝え注意喚起。 乙さんがマンション付近を徘徊する不審者について申し立てたが、不審者等未発見。
12	14	(水)		習志野警察署において被害届2通、供述調書3通を作成。ストーカー相談事案として本部報告(相談簿作成)。
			21:30頃	桑名警察署において被疑者による被疑者の父親への暴行を認知。被疑者は既に逃走、桑名警察署員が検索するも未発見。
			22:30頃	被疑者の母親が、習志野警察署に「被疑者が家を出た。」旨を連絡。
			23:00頃	桑名警察署員が、習志野警察署に「被疑者が所在不明であり現行犯逮捕はできない。」旨を連絡し、習志野警察署における傷害事件の捜査状況確認。
			23:00すぎ	習志野警察署員が、乙さんに「被疑者が家を飛び出した。」旨を連絡。
	15	(木)	午前	習志野警察署員が甲さんの長崎市内の受診病院の診断書2通を受領。習志野市内の受診病院が休診日であったため、同病院の診断書は翌日受領。
			16:00頃	習志野警察署が西海警察署に対し、「傷害事件を捜査中」、「被疑者からのストーカー被害」を連絡。
			20:30頃	乙さんが習志野警察署に被疑者の荷物の処分を相談。習志野警察署員は被疑者の父親に荷物の引き取りを依頼。その際、被疑者の所在を確認したときは被疑者に知られることなく連絡するよう依頼。
	16	(金)	16:30頃	習志野警察署は、甲さんの供述調書等作成や診断書入手終了。
			21:09頃	家族からの110番通報により殺人事件が発覚。
	17	(土)	14:00頃	習志野警察署が傷害事件で被疑者に対する逮捕状を請求。
			16:00頃	傷害事件の逮捕状発付。
			23:30頃	西海警察署が殺人事件で逮捕状の発付を受け被疑者を通常逮捕。
	19	(月)		傷害事件について、西海警察署での処理が決定。習志野警察署は引き継ぎのため、12月21日(水)から関係者の聴取等の補充捜査を実施。
1	6	(金)		習志野警察署は西海警察署に傷害事件を引き継ぎ。